

## 公立鳥取環境大学のシンボルマーク等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）のシンボルマーク及びキャッチフレーズ（以下「シンボルマーク等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク)

第2条 シンボルマークは、別図のとおりとする。

(キャッチフレーズ)

第3条 キャッチフレーズは、次のとおりとする。

鳥取で、つながる。世界をつなげる。

(シンボルマーク等の使用)

第4条 シンボルマーク等は、次の各号に掲げるものに使用することができる。

- (1) 本学のホームページ及び本学が提供するホームページコンテンツ、放送番組等
- (2) 本学が作成する広報誌及び各種パンフレット、チラシ等の印刷物、新聞広告、雑誌広告等
- (3) 本学の役員及び職員（以下「役職員」という。）及び学生の名刺、パワーポイント等の電子データ、封筒、文具、ノベルティグッズ、名札、記章等
- (4) 本学の構内表示板、ロードサイン等の案内看板、学用車等
- (5) 本学の式典以外の各種行事及びイベント等の文書、装飾物、衣類等
- (6) その他学長がシンボルマーク等を使用することが適当であると認めたもの

2 シンボルマーク等を使用する場合は、本学の品位を損なわない、又は損なうおそれがないようにしなければならない。

3 本学の役職員及び学生以外の者又は本学以外の団体が、シンボルマーク等を使用する場合は、所定の許可願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

4 学長は、本学の品位を損ない、又は損なうおそれがあると認めるときは、シンボルマーク等の使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

(事務)

第5条 シンボルマーク等に関する事務は、入試広報課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマーク等の使用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 31 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 32 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 17 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別図（第2条関係）

